

## 捕獲枠の追加配分について

本年7月から再開した商業捕鯨では、科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」から、①本年実施した科学調査での捕獲数、②定置網で混獲され得る数（過去5年の平均）、③水産庁留保分を除いた数を、「捕獲枠」として漁業者に配分し、水産庁留保分については、枠の消化状況を勘案して追加配分することとしております。

(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190701.html>)

ミンククジラについて、当初配分された捕獲枠に達する見込みであることから、科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」の範囲内で、上記の水産庁留保分を追加配分することと致します。追加配分後の捕獲枠は以下のとおりです。

	捕獲可能量	当初		8/26追加		8/30追加	
		捕獲枠	水産庁留保分	捕獲枠	水産庁留保分	捕獲枠	水産庁留保分
ミンククジラ	171	52	1	52	1	53	0
ニタリクジラ	187	150	37	187	0	187	0
イワシクジラ	25	25	0	25	0	25	0

引き続き、捕獲枠等の遵守状況の管理を徹底しつつ、科学的根拠に基づく資源管理を行ってまいります。